

札幌市及び長沼町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件
令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第4項の規定により、
連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を別紙のとおり
長沼町と締結する。

(理由)

医療的ケア児への支援等に関し、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更
について長沼町と協議するため、本案を提出する。

(別 紙)

札幌市及び長沼町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

札幌市（以下「甲」という。）及び長沼町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、平成31年3月29日付けで締結した札幌市及び長沼町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 ア 生活機能の強化の表地域医療の項の次に次のように加える。

福祉	医療的ケア児への支援等を行う。	医療的ケア児への支援等について、乙と協力して取り組む。	医療的ケア児への支援等について、甲と協力して取り組む。
----	-----------------	-----------------------------	-----------------------------

附 則

この連携協約は、令和7年4月1日から施行する。